

ク 消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 356,396 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,809,636 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	404,521	255,010	0	11	20,136	129,364
	障害者福祉事業	734,287	521,554	0	0	28,654	184,079
	高齢者福祉事業	339,814	711	0	8,028	44,621	286,454
	児童福祉事業	1,696,122	987,795	0	49,069	88,851	570,407
	小計	3,174,744	1,765,070	0	57,108	182,262	1,170,304
社会保険	国民健康保険事業	239,913	124,834	0	0	15,503	99,576
	介護保険事業	446,100	27,465	0	0	56,417	362,218
	後期高齢者医療事業	95,377	61,047	0	0	4,633	29,697
	小計	781,390	213,346	0	0	76,553	491,491
保健衛生	保健衛生事業	595,981	0	0	15,756	78,193	502,032
	予防事業	205,609	102,843	0	1,448	13,650	87,668
	母子保健事業	18,671	7,021	0	14	1,568	10,068
	健康増進事業	33,241	2,375	0	30	4,170	26,666
	小計	853,502	112,239	0	17,248	97,581	626,434
合計		4,809,636	2,090,655	0	74,356	356,396	2,288,229

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてられるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。